

日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

令和6年第1回日田市議会定例会に提出した「日田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、改正条例を本日付けで公布したことから、所要の改正を行う必要があること。

2. 内容

条例改正により、これまで日田市道路占用料徴収条例に規定する額により徴収していた水路の占用料について、日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例により徴収するに当たり、減免対象に係る規定に水路を追加すること。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。